

## 地籍調査 Q&A

### Q 1 地籍調査って土地に関するトラブルを解決してくれる事業だと聞いたけど？

- A 1 地籍調査事業は、隣接地権者同士で決めていただいた土地の境界を確認して、境界点に杭を埋設し、それぞれの土地の面積を正確に測量するということになります。この調査の結果をもって、法務局に備え付けられている土地登記簿や公図を現況に合わせて正確に更新しますので、隣地との境界がハッキリしたり、土地をめぐるトラブルの未然防止・解消に役立つことがあります。あくまで土地の境界確認が主な作業になります。

市職員が民々境界を示すことはできません。現に紛争している土地問題は、関係する土地所有者の理解・協力がなければ解決できません。

### Q 2 地籍調査で個人負担金はありますか？

- A 2 地籍調査に関して、個人負担金を求めることはありません。しかし、地籍調査時に境界（筆界）が決まらなかった場合は、筆界未定という扱いになり、分合筆をはじめとした土地の登記異動が出来なくなります。登記完了後に、この状態を解消するためには、未定となっている境界の決定、土地の測量といった作業が必要となりますが、この費用については該当者個人の負担となります。

### Q 3 地籍調査の現地立会の案内が届きましたが、どのようなことをすればよろしいでしょうか？

- A 3 ご多忙とは思いますが、できる限り立会してください。調査当日までに隣接の所有者と境界を確認しておいてください。雑木などで見通しが悪いところは、事前に伐採をお願いします。なお、隣接地が道路・河川等（官地）の場合は、事前に地籍調査課でそれぞれの官地管理者と立会を行い境界確認をします。当日、民地側の境界を確認し、相違があった時は官地管理者と協議します。

### Q 4 現地立会の日はどうしても都合がつかず、立会できません。どうすればよいでしょうか？

- A 4 委任状に必要事項を記入し、代理の方に立会をお願いしてください。ご家族の代理でも委任状が必要です。なお、委任状は、現地立会の時に代理の方から提出してください。

**Q 5 現地立会の日はどうしても都合がつかず、周辺には知り合いがいません。どうすればよいでしょうか？**

A 5 どうしても委任する方が見つからない場合、欠席でもやむを得ませんが、立会当日に参加された隣接者の方と仮杭を設置することもあります。欠席された方は、後日都合のよい時にその仮杭をご確認いただき、地籍調査課までご連絡ください。了解をいただければ、そのまま境界杭としますが、了解が得られない場合は、隣接者の方との再立会となります。

原則、立会する人がいない場合、杭を打たないようにしております。ご都合のつかないときは、必ずご連絡ください。

**Q 6 地籍調査期間中、土地の異動等をしたいのですが、可能でしょうか？**

A 6 地籍調査期間中に土地の異動等を禁止する規定はありませんので、土地の所有者は、不動産登記法による申請をされても差し支えありません。

ただ、地籍調査により作成した地籍簿の記載と登記簿の記載が一致しないこととなりますので、地籍調査中の区域で異動等があった場合は地籍調査課までお知らせください。